

Gold Loan事件

判決年月日 平成23年4月27日

事件名 平成22年（行ケ）第10327号 審決（無効・請求不成立）取消請求事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110428103920.pdf>

担当部 知的財産高等裁判所第3部

【コメント】

- ・ 商標の類否について，審決と判決とで異なった判断をし，審決が取り消された事例です。
- ・ 審決と判決で判断が異なった理由は，引用商標の特徴的部分に関する判断の相違です。
- ・ すなわち，審決は引用商標「*CitiGold Loan*」の特徴的部分は，「*Gold Loan*」の部分であるとした上で，「*Gold Loan*」の部分抽出して，本願商標「MITSUISUMITOMO C A R D *Gold Loan*」と類似すると判断しましたが，判決は，「*CitiGold Loan*」の特徴的部分は「*CitiGold*」の部分であり，引用商標から「*Gold Loan*」の部分抽出することはできないと判断しました。
- ・ 「*CitiGold*」は一体的に表記されており，「*CitiGold*」と「*Loan*」の間には1文字分間隔があることからすれば，判決の方が素直な解釈といえます。

【参考】

商標の類否の前提として，商標の構成のうち特徴的部分がどこかが争われた事例は数多く，最近では，

- ・ 知財高裁 H22.9.8（知財高裁 H22（行ケ）10139号）「ころをなでる静寂 みやこ事件」
- ・ 知財高裁 H22.7.21（知財高裁 H21（行ケ）10396号）「ロキ事件」
- ・ 東京地判 H22.7.16（東京地裁 H22（ワ）19774号）「シルバーヴィラ事件」

等があります。

【事例】

本件は，拒絶査定不服審決の取消請求事件です。審決では，引用商標「*CitiGold Loan*」の特徴的部分は「*Gold Loan*」であるとして，本願商標「MITSUISUMITOMO C A R D *Gold Loan*」と類似すると判断しました。

そこで，原告は，

引用商標の特徴的部分についての審決の解釈の誤り

を前提として，引用商標と本願商標の類否判断の誤り

を主張して，審決取消訴訟を提起しました。

【判決内容の概要】

引用商標の解釈について

(1)引用商標の外観，観念及び称呼

引用商標は，別紙商標目録2記載のとおり，「*CitiGold Loan*」の欧文文字を，ほぼ同じ大きさの太い文字で，右に傾斜させ，横書きで表記されたもので，「*CitiGold*」と「*Loan*」との間には，約1文字分の間隔が設けられている。

引用商標の「*CitiGold*」部分は，「*CitiGold*」に相当する既存の語は存在しないので，その限りでは，格別の観念を生じることなく造語と理解される。なお，「*CitiGold*」部分の，先頭の「*Citi*」部分からは，「city」とは綴りが異なるものの，その音から「都市」との観念，又は金融機関であるシティグループないし関連会社の商号（略称）であるとの観念を生じさせ，後方の「*Gold*」部分からは，金，金色，富，財宝，貴重なもの，高級なもの，素晴らしいものなどの観念を生じさせることがあり得るといえる。引用商標の「*Loan*」部分からは，貸与，貸し付け，貸与金，借金などの観念が生じる。もっとも，「*Loan*」部分が，指定役務である「資金の貸付け」そのものを指す語であることに照らすならば，役務の出所を識別する機能はないと解するのが相当である。

引用商標からは，「シティゴールドローン」ないし「シティゴールド」の称呼が生じさせるといふべきである。

(2)被告の主張に対する判断

ア 被告は，引用商標について，「*CitiGold*」部分の「C」のみならず「G」も大文字で表記されていることから，「*Citi*」は，「*Gold*」と分離されて理解されること，「*Citi*」は，シティグループの著名な略称と理解されること，そうすると「*Gold Loan*」部分が，認識の対象となる部分とされるべきである旨を主張する。しかし，被告の上記主張は採用することができない。すなわち，前記認定のとおり，引用商標の外観は，「*CitiGold*」と「*Loan*」との間には，1文字分の明確な間隔が設けられていることから，その表記態様から離れて，「*Citi*」のみを分離して理解し，「*Gold*」部分を「*Loan*」と併せて理解することは，著しく不自然であること，引用商標の「*Loan*」部分は，指定役務である「資金の貸付け」を意味するから，引用商標における識別機能を有する特徴部分といえず，引用商標の特徴的部分は，「*CitiGold*」部分と解するのが相当であること，引用商標の「*CitiGold*」部分は，右斜めに傾斜し，太く描かれた独特の書体が用いられ，また*Citi*部分については，大文字と小文字のいずれも縦の長さを揃えるなど特有のデザインが施されていること，「*CitiGold*」部分は，シティグループにより，パンフレット等の宣伝広告媒体において，数多く使用されていること等の事情を総合考慮するならば，引用商標の特徴的部分は，「*CitiGold*」であるといふことができる。また，本件全証拠によるも，取引者，需要者は，引用商標から，「*Gold Loan*」部分によって，当該役務の出所を識別し

て，取引を行っていたと認めるに足りる証拠はない。したがって，「*Gold Loan*」ないし「ゴールドローン」をもって，指定役務の出所の特徴的な部分と解するのは相当でない。

イ 被告は，本願商標及び引用商標の指定役務である「資金の貸付け」を取り扱う業界においては，商品及び役務の主体を表示する代表的な出所表示（ハウスマーク）とともに，商品及び役務の種類を個別化して特定するための個別商標（ペットマーク）を使用している実情があり，引用商標についても，「*Citi*」がハウスマークに相当し，「*Gold Loan*」がペットマークに相当すると主張する。

しかし，前記認定した取引の実情に照らすならば，引用商標は，「*CitiGold*」の部分が取引者，需要者に対して役務の出所の識別標識として強く支配的な印象を与えるから，「*Citi*」の部分を除いた「*Gold Loan*」の文字部分が，自他役務の識別標識としての機能を果たすとは考えにくい。のみならず，本件全証拠によるも，引用商標について，「*Gold Loan*」の文字部分が，独立して自他役務の識別標識としての機能を果たしていると認めるに足りる証拠は存在しない。したがって，被告の上記主張は，採用することができない。

本願商標と引用商標との類否

本願商標からは，別紙商標目録1に記載したとおりの「*MITSUMI SUMITOMO CARD Gold Loan*」の外観を呈し，「ミツイスミトモカードゴールドローン」ないし「ゴールドローン」との称呼を生じさせる。本願商標から，特定の観念は生じないといふべきであるが，原告である三井住友カード株式会社の提供するローンの種類であるとの観念を生じさせることもあり得るといえる。

これに対し，引用商標からは，別紙商標目録2に記載したとおり「*CitiGold Loan*」の外観を呈し，「シティゴールドローン」ないし「シティゴールド」との称呼を生じさせるが，特定の観念は生じない。なお，「シティゴールドローン」ないし「シティゴールド」から，需要者，取引者に対して，シティバンク銀行株式会社等が属するシティグループが提供する，ローンないし金融サービスとの観念を生じさせることもあり得るといえる。

以上の事実を前提とすれば，本願商標と引用商標とは，その外観，称呼において相違する。また，観念においては，特定の観念が生じないので，対比することはできないが，観念が生じるとすれば，その限りで相違する。さらに，本願商標及び引用商標の指定役務は，いずれも「資金の貸付け」であるところ，一般に，その需要者，取引者である資金の借主にとっては，資金の貸主が誰であるかは，最も重要な要素の一つであるから，契約を締結するに当たり，相応の注意を払った上で，貸主が誰であるかを確認するものと推認されることなど，指定役務の内容を含めた取引の実情等をも総合考慮するならば，取引者，需要者において，両商標における役務の出所について混同を来すおそれは認められないと解すべ

きであって，両商標は類似しない。

〔文責：大住 洋〕以上

本願商標



MITSUI SUMITOMO CARD
Gold Loan

引用商標



CitiGold Loan